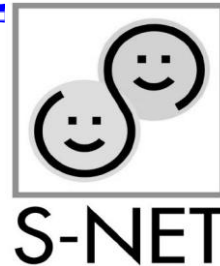


# KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン (新聞) SNET 広報32号

編集責任者：NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン 藤本 直也  
事務所：〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎元町5-22 永井ビル3階  
電話・FAX：0467-85-6660 直通電話：090-4937-4904 定価 30円  
ホームページ：http://www.npo-snet.com eメール：info@npo-snet.com



## アウトリーチ型よりそい相談支援を始めます！

「困っているけど、一人ではどうしていいのかわからない」「誰かに一緒に考えてもらい、必要なところまでつきそってもらえたら…」

そんな風に願っている高齢の方や障がいのある方は、とても多いのではないのでしょうか？  
また、支援者からは、「ここまでは支援しないと、この方は制度の利用すらできない」「制度にはないけれど、この支援がないと、この方は地域で暮らせない」そんな声が聞こえてくる場合があります。

現行のサービスだけでは、こうした状況を打開することができません。

私たち NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマンは、15年近くの権利擁護活動を通じ、本来のオンブズマン活動や茅ヶ崎市から委託された成年後見支援センター業務だけの範囲にはとどまらない支援ニーズに度々直面してまいりました。



たとえばオンブズマン活動契約をしていない施設の利用者からも相談や支援を求められたり、制度利用にいたる前にまず生活そのものに関する支援が必要だったりといったケースです。当法人はそうしたニーズに少しでも応えるため、この度、「かながわボランティア活動推進基金21（活動補助金）」を活用し、「アウトリーチ型よりそい相談支援事業」を新たに開始いたしました。内容は、高齢者や障がい者を対象とする「無料相談」と、そこから見えてくる支援や福祉サービスにつなげるために必要となる「傾聴」「つきそい」「見守り」等です。制度のはざまにあって不可欠とされる相談支援を、毎月1回の法人内会議（当法人の正会員：市民・社会福祉士・精神保健福祉士・司法書士・弁護士・介護福祉士・保育士・大学教授等で構成される）で、その月に持ちよられた相談や支援内容を討議し、制度のはざまにあって不可欠とされる相談支援を実施していきます。



本人のニーズに合わせた細やかな支援を、今までなかった新たな「バリアフリーなサービス」として、目に見える形にし、当NPOが率先して取り組むことで、必要な支援を社会にアピールしていきたいと思えます。



# 成年後見・選挙権（東京）訴訟に関するレポート

2013年4月 大石剛一郎

今年の3月14日、東京地裁は「成年被後見人になると当然に選挙権を失う旨規定されている公職選挙法11条1項1号は憲法違反である。」という判決を出しました。この判決の主な理由は、「選挙権は国民の非常に重要な権利であり、この権利を剥奪する場合には、やむを得ない理由が必要である。しかし、そのような理由は立証されていない。そもそも成年後見制度で問われる能力（判決は「財産管理能力」としています）と選挙権行使で問われる能力は趣旨を異にするものである。そして諸外国の制度内容と比較しても、成年被後見人には一律に選挙権を認めないとする現行の規定には合理性が認められない。」といった内容でした。裁判長が最後に、原告本人に対し、「胸を張って選挙権を行使してください。」と告げた場面には、ちょっとグッと来ました。

その後、この裁判の支援者たちと弁護団は、この判決に控訴しないよう、国に対し強く求めました。が、結局、国は控訴しました。控訴審の審理は6月以降に始まるものと思われます。弁護団の一員としての欲目かも知れませんが、この判決の結論は、従来の選挙に関する判例に適ったものであり、かつ、とても精巧な理論構成に基づくものなので、東京高裁や最高裁でもひっくり返るようなことはないだろう、と思っています。



この「成年被後見人から選挙権を剥奪するのは違憲ではないか」という論点は、平成12年4月に成年後見制度が施行された時点から（もしくは従前の禁治産制度の時代から？）、後見制度利用の関係者の間では一定の問題性を認識されながらも、ずっとくすぶり続けてきた、眠り続けてきた、言わば古典的な論点・問題点でした。それが2011年2月に、茨城県牛久市の当事者が声を上げた後、「こだま」のように全国に広がったのでした。同じ年に、埼玉、京都、札幌で相次いで同様の裁判が起こされました。それらの裁判は今も係属中です。東京地裁の判決を追い風に、支援活動も弁護活動も勢いづいています。

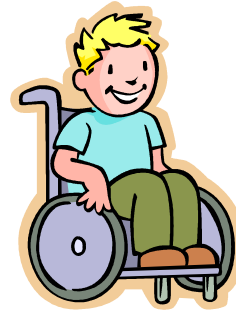
もっとも、確かに東京地裁の判決が覆らなければ、公職選挙法11条1項1号は排斥できることになり、それはもちろん喜ばしいことなのですが、それで万事OKか、とえば、そう単純でもありません。「そもそも選挙権という、民主主義国家において最も重要とも言える国民の権利が、何らかの『能力』の有無を理由にして制限されてよいのか」という根本的な問題提起については、東京地裁判決はスルリとうまくかわしているのです。この点を突破しないと、少なくとも理論的には、「成年被後見人」ではなく、例えば「IQ30未満の人」（の選挙権を認めない）などといった基準設定をする法律が作られてしまう可能性を否定できないのです。実際には、国がそこまでして「能力による制限」に固執するかどうかわかりませんが、実はこの裁判は、民主主義国家における「障害による差別」の根本を問っている、とも言える裁判なのです。東京地裁判決の結論確保も大事ですが、この根本部分のアピールを続けることも、とても大事な部分だと思っています。



## 「オンブズマン」って、なに？

オンブズマンは、行政や事業者からの独立性を保ち、福祉サービスを利用する人の側に徹底的に立って、本人からの声を聴き、代弁する人です。

利用者のところに向いて、お話をお聴きします。  
聴いたお話を、その人に代わって伝えます。



湘南ふくしネットワークオンブズマンの  
オンブズマンは、次の5つの「宣言」のもと、活動しています。

1. 私たちオンブズマンは「権利」とは「その人らしく生きるために欠かせないもの」ととらえ、これを守り、かつ実現するために活動します。
2. 私たちオンブズマンは「権利」を奪うこと、特に体罰、虐待、拘束などを絶対にゆるしません。
3. 私たちオンブズマンは、その人自身が決めたこと、考えたこと、訴えたいことを尊重し、秘密を守り、最善の利益のために活動します。
4. 私たちオンブズマンは、障害者・高齢者・児童一人ひとりが市民として地域社会でともに暮らせるように、社会のあり方を変えることに努めます。
5. 私たちオンブズマンは、利用者の人たち、まわりにいる人たち、地域のあらゆる人たちと協力し、ノーマライゼーション社会の実現をめざします。

その人に代わって、その人の想い(wish)を伝えることも大切ですが、代弁は代弁でしかありません。本人の発言は、代弁には無い「力」があります。自分の想いを、自分の権利を、自分で主張できるように支援することもオンブズマンの大事な役割です。

昨年10月には「障害者虐待防止法」が施行されました。また昨年9月には「障害を理由とする差別禁止に関する法制」について、障害者政策委員会の差別禁止部会で意見がまとめられ政府に提出されましたので、近々「障害者差別禁止法」が策定されるものと思われます。

しかし、法律はできても、虐待や差別はそう簡単に無くなっていくとは思えません。虐待や差別を指摘し、改善を求めるのもオンブズマンの役割です。

権利・権利擁護ということでは、本人は、「権利を知る」「権利を主張する」「権利を行使する」こと、支援者は「権利を伝える」「権利を主張することを支援する」「権利を代弁する」こと、そして、本人と支援者はパートナーとして「権利を訴え続けていく」「権利を作っていく」ことが必要です。

オンブズマンは、まずは利用者ご本人の声を聴き、ご本人に合った過不足のない支援が届き、「自分の人生の主人公」になることを応援します。



## 「その人らしく生きる」を販売しています

2012年度の神奈川県、神奈川県社会福祉協議会神奈川成年後見推進センターの共催事業として、補助金をいただき、地域生活をしている独居の高齢者のニーズとその支援の状況を小冊子にまとめ出版いたしました。S ネットとしてさらに増刷して一部500円(送料別)で販売しています。

内容は高齢者のニーズを、ケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員、ボランティア、後見人など、どの支援者がどこまで支援できるかを表にしたもので、支援者の方にも参考にさせていただけるところが多いと思います。

成年後見人が行う契約行為の代理からボランティアが対応できる日常生活でのお手伝いまで、幅広い項目を取り扱っています。

お申し込みは 当法人まで

FAXで受け付けています。

FAX: 0467-85-6660

## 賛助会員入会のお願い

私たち、特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマンは、1997年に湘南地域の福祉オンブズマン組織として発足し、「本人の声を聴き、代弁し、声の実現に寄与する」権利擁護活動を始めました。

2001年には任意団体から特定非営利活動法人となり、現在は、契約施設に出向き利用者の声を聴くオンブズマン活動、法定後見を受任する後見活動、そして、茅ヶ崎市からの委託事業として「成年後見支援センター事業」を行っています。

また、今年からは、契約施設以外の方からも相談を受ける「アウトリーチ型よりそい相談支援」に着手しました。

私たちは、これからも、誰もが共に暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行ってまいります。

賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

◇賛助会員会費・個人 年額 一〇 1,000円 (一〇以上)  
・法人 年額 一〇 5,000円 (一〇以上)

◇ご入会の方法: 郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください

郵便振替口座番号: 00210-9-75496

口座名義人: NPO法人 Sネットオンブズマン

